

令和7年度群馬県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)

1 背景及び目的

群馬県におけるニホンジカの状況は、生息数の急激な増加と生息分布域の拡大が確認され、農林業被害額は約2億6千万円(R5)に上り、自然生態系にも深刻な影響を及ぼしている。

県では、第五期のニホンジカ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)を策定し、平成25年度の生息数を基準として令和5年度までに半減を目指すため、令和2年度から令和6年度の年間捕獲目標頭数を15,000頭として捕獲の強化に取り組んできた。その結果、県内のシカ生息頭数は令和4年度末時点において39,467頭と推計され、令和2年度をピークに緩やかな減少傾向となったが、令和10年度までの半減を目指すため、令和7年3月に策定する(予定)第六期のニホンジカ適正管理計画では年間捕獲目標頭数を18,000頭に設定し、更なる捕獲の強化に取り組む。※検討中につき変更の可能性あり

県による捕獲事業については、役割分担により、高標高地域を中心とした自然公園、県立公園、自然環境保全地域など自然環境を保全すべき地域で鳥獣保護区に指定されているエリア等については、生物多様性保全及び自然環境保全の観点から自然環境課が捕獲を進める。

については、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、捕獲が困難な高標高地域の鳥獣保護区等でニホンジカの集中的な捕獲を推進し被害防止に努める。

2 事業の実施方針

県内のニホンジカの捕獲が必要な地域を、生息密度や地形等により下記のとおり2つに区分し、地域特性に応じて適切な捕獲方法及び捕獲体制により捕獲を実施する。

(1)高標高地域にある牧場や公園等のニホンジカ高密度生息地域(高密度地域)

標高の高い地域にある牧場や公園等は、良好な餌環境を背景として、ニホンジカが高密度に生息しているものの、鳥獣保護区に指定されていることが多く、市町村では積極的な捕獲が行われてこなかった。そこで、本事業により集中的にニホンジカを捕獲する。

(2)分布拡大に伴い、被害の拡大が懸念される地域(分布拡大区域)

高密度化した地域の周辺部においては、季節個体の移動ルートや越冬場所、局地的な捕獲圧の増加による鳥獣保護区等への逃げ込みといったニホンジカの生態が、研究機関等の調査により明らかになりつつある。そこで、これらの知見を基に、適切な手法、時期、場所を選定して分布拡大防止のための捕獲を実施する。

3 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

(1)高密度地域及び分布拡大区域

実施区域名	実施期間
赤城地区	令和7年4月18日～令和8年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年4月18日～令和8年3月18日

(2)高密度地域

実施区域名	実施期間
神津地区	令和7年4月18日～令和8年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年4月18日～令和8年3月18日
秋畑地区	令和7年4月18日～令和8年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年4月18日～令和8年3月18日

日光白根山地区 (環境省実施)	令和7年5月1日～令和7年11月30日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年5月1日～令和7年11月30日
--------------------	--

(3)分布拡大区域

実施区域名	実施期間
尾瀬地区	令和7年4月1日～令和8年5月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年4月1日～令和8年5月31日
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	令和7年5月1日～令和7年11月30日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年5月1日～令和7年11月30日

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

(1)高密度地域及び分布拡大区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
赤城地区	前橋市富士見町 渋川市赤城町	赤城山頂周辺地域はニホンジカの生息に適した環境を有していることから、高密度に生息しているものの、多くが鳥獣保護区及び県立公園内であり、高標高地域のため、十分な捕獲等が行われていない。	赤城山鳥獣保護区 赤城山鳥獣保護区特別保護地区 県立赤城公園 県立赤城森林公園
	前橋市東大河原地区	赤城山頂周辺におけるニホンジカの個体数調整事業により捕獲圧を強化した結果、低標高地区への移動が確認され、東大河原鳥獣保護区(赤城南麓地区)においては、植栽苗木の食害や生態系被害が増加しつつあるが、当地は鳥獣保護区であるため十分な捕獲が行われていない。	東大河原鳥獣保護区

(2)高密度地域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
神津地区	下仁田町神津牧場周辺	神津牧場周辺地域はニホンジカの生息に適した環境を有していることから、高密度に生息しているものの、鳥獣保護区等及び国定公園内であり、高標高地域のため、十分な捕獲等が行われていない。	妙義荒船佐久高原国定公園 神津鳥獣保護区 神津東部狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ及びイノシシ以外) 町による捕獲事業の実施区域
秋畑地区	甘楽郡甘楽町	集落に近い、ニホンジカの高密度生息地域である。集落近くで有害捕獲を実施しているが、峠付近などの奥地では十分な捕獲が行われていない。	秋畑鳥獣保護区 町による捕獲事業の実施区域

日光白根山地区 (環境省実施)	片品村東小川	貴重な高山植物が生育することから、シカによる植生の荒廃を防ぐ必要がある一方、徒歩以外でのアクセス手段がないことから、捕獲圧が不足している地域である。	日光国立公園 丸沼菅沼鳥獣保護区
--------------------	--------	--	---------------------

(3)分布拡大区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
尾瀬地区	片品村丸沼及び戸倉	シカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、日光方面と尾瀬ヶ原を行き来する移動経路上での捕獲を実施し、尾瀬からのシカの排除を目指す。	尾瀬国立公園 日光国立公園 丸沼菅沼鳥獣保護区
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	片品村戸倉	シカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、主に尾瀬ヶ原・尾瀬沼での捕獲を実施し、尾瀬からのシカの排除を目指す。	尾瀬国立公園 尾瀬鳥獣保護区

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
赤城地区	捕獲目標頭数	160頭
神津地区		130頭
秋畑地区		80頭
日光白根山地区		10頭
尾瀬地区		200頭
尾瀬ヶ原地区		85頭
計		665頭

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1)捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

(ア)高密度地域及び分布拡大区域

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
赤城地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(小規模巻き狩り、忍び猟) 銃猟においては非鉛製銃弾を使用	くくりわなは155基・85日間程度 銃猟 計24回程度

(イ)高密度地域

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
神津地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(忍び猟) 銃猟においては可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは111基・107日間程度 銃猟 10回程度
秋畑地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(巻き狩り) 銃器を使用する場合は可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは89基・61日間程度 銃猟 1回程度
日光白根山地区 (環境省実施)	わな猟(くくりわな等) 止めさしには刃物、もしくは電殺器を用い、銃器(麻酔銃除く)は使用しない。	くくりわな稼働基日数は200基日程度

(ウ)分布拡大区域

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
尾瀬地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(巻き狩り、忍び猟) 銃猟においては可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは114基・62日間程度 銃猟 5回程度
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	銃猟(忍び猟及び待機射撃) わな猟(くくりわな等) 銃猟においては非鉛製銃弾を使用 湿原等見通しが良い場所において銃猟を行う際、近接すると逃げられてしまう場合において、周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。	くくりわなは70基・25日間程度 忍び猟及び待機射撃 275人日(5人×55日)程度

②作業手順

<p><関係者との調整> 関係地方公共団体との調整や利害関係人からの意見の聴取を行い、実施区域内における関係機関(猟友会、土地所有者、地元区等)に対しては、説明会等で調整し合意形成を図る。</p> <p><捕獲等の実施> 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p><安全管理> 受託者が下記安全管理を講じるよう適切に監督する。 ①安全教育、訓練等の実施 ②安全管理体制の構築 ③安全管理体制の実施(第三者及び従事者)</p> <p><捕獲等をした個体の回収・処分方法> 清掃センターに運搬し焼却、または現地での埋却等適切に処分する。</p> <p><錯誤捕獲の対応> ツキノワグマ等が錯誤捕獲されたときは、原則として麻酔銃等を扱える専門家の協力を得て放獣することとする。</p> <p><イノシシが捕獲された場合の対応方針> わな猟にあってはイノシシを捕獲する場合があるため、あらかじめ捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する(日光白根山地区)。</p> <p><豚熱(CSF)等防疫措置> 「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に準じて防疫措置を行う。</p> <p><捕獲情報の収集及び評価> 受託者から、捕獲数(雌雄別)、捕獲場所、捕獲個体のサイズ等を収集し、併せて捕獲個体から生態調査用の検体採取を行う。 尾瀬ヶ原地区においては、捕獲した個体のうち2頭にGPS発信機を装着し、ニホンジカの効果的捕獲のための移動経路の状況把握を行う。</p>

(2)捕獲した個体の放置に関する事項

①放置をする必要性

原則として放置しない。
ただし、尾瀬ヶ原地区及び日光白根山地区においては、捕獲区域が車道などから相当程度離れており、捕獲個体の搬出に多大な時間や労力を要することから、放置を可とする。
なお、尾瀬ヶ原地区については、事前の放置個体による影響のモニタリング結果から生態系等への影響が認められていないことを確認済みである。

②放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
令和7年5月1日 ～11月30日	片品村内尾 瀬ヶ原地区	85頭	銃猟(非鉛弾)、わな猟
令和7年5月1日 ～11月30日	片品村内日光 白根山地区	10頭	わな猟

③生態系、住民の安全生活環境及び地域の産業への配慮事項

・水路、湧水などの水の移動の妨げになる場所や、ミズゴケが発達する部分などの脆弱な植生とそれに接する場所、絶滅危惧種等希少な植物が生育している場所では放置しない。
・事前に関係機関、周辺施設、利用者等にシカ捕獲場所等の周知を行う。
・木道など利用施設周辺では放置しない。
・放置個体による影響の情報収集を行い、放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出に努める。

(3)夜間銃猟に関する事項

実施しない

8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<p><実施主体> 群馬県(尾瀬ヶ原地区及び日光白根山地区以外)及び環境省関東地方環境事務所(尾瀬ヶ原地区及び日光白根山地区)</p> <p><実施方法> 委託</p> <p><委託の範囲> 指定管理鳥獣の捕獲、生息状況等の調査</p> <p><想定される委託先> 認定鳥獣捕獲等事業者 生息状況の調査及び捕獲情報等の収集・整理・検討については、専門的な知見を有する者</p> <p><事業の評価機関> 群馬県野生動物対策科学評価委員会</p>
--

9 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民等の安全確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・事業実施前に十分な周知を行い、事故等の発生が無いように万全を期す。・事業実施区域周辺に注意看板等を設置し、山菜採りや登山、ハイキング等で入山した方々の安全を確保する。・散策コース等、地元住民以外が入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
--

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

<p>捕獲個体の止めさしにおいて銃器を用いる場合は、発砲回数を最小限にとどめ静穏の保持に配慮する。</p>

10 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

<p>特になし</p>

(2) 事業において配慮すべき事項

<ul style="list-style-type: none">・埋却処分等を行う場合は、水質等への影響の無いよう配慮する。・捕獲情報や作業記録等の情報収集をし、分析、評価を行い次年度以降の実施計画に反映させ、効率的な捕獲につなげる

(3) 地域社会への配慮

<p>・わなを設置する際に、標識を見やすい位置に表示するなど、入山者への被害防止を徹底する。</p>
--